

令和 5 年度
第 6 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 5 年 8 月 2 9 日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第6回総会 議事録

令和5年8月29日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に係る意見聴取について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可報告について

報告第4号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について

報告第5号 現況証明報告について

<出席委員>

(農業委員：19名)

1番 酒井 敏夫	2番 岩田 良彦
3番 奥 智子	4番 熊澤 宣明
5番 坂井 利弘	6番 林 泰江
7番 近藤 篤誼	8番 佐野 正実
9番 岩田 健司	10番 酒井 正明
11番 小島 かな子	12番 内藤 秀基
13番 青山 真由美	14番 佐々 均
15番 浅野 富士男	16番 星野 幸代
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：14名)

1 番 木村 光雄	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 (欠席)	6 番 柴山 守男
7 番 木全 博	8 番 浅井 孝義
9 番 安田 正雄	10 番 立山 克生
11 番 青山 豊	12 番 (欠席)
13 番 梶田 政弘	14 番 (欠席)
15 番 市川 隆久	16 番 大宮 憲治
17 番 川井 達朗	

<欠席委員>

(農業委員：0名)

(農地利用最適化推進委員：3名)

5 番 重松 健三	12 番 後藤 充治
14 番 森 義光	

<事務局>

事務局長	加藤 勝明	専任課長	角田 篤彦
課長補佐	近藤 周二	主 査	神尾 伊吹

<農業振興課>

課長	落合 邦彦	専任課長	木全 康夫
課長補佐	埜村 一三	主 査	柳生 友里

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第6回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第6回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中19名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。2番 岩田良彦委員さん、3番 奥智子委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に係る意見聴取について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の第1号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に係る意見聴取について」、担当者より内容をご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

【柳生農業振興課主査】

農業振興課の柳生と申します。よろしくお願いいたします。失礼ながら、座

って説明させていただきます。先日送付いたしました資料、第1号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に係る意見(いけん)聴取(ちょうしゅ)について」、説明させていただきます。資料の中の今回に見直しの概要をまとめたものがありますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。

まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、これを「基本構想」と呼ばせていただきますが、この「基本構想」とは何かといいますと、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援等について総合的に定める計画のことです。

法律に基づき、おおむね5年ごとに定めることになっており、前回は令和3年12月に改正を行いました。今回見直しをする理由としましては、農業経営基盤強化促進法等が一部改正され、それに伴い、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」、これを「基本方針」と呼ばせていただきますが、令和5年4月1日に愛知県がこの「基本方針」を改正しました。このことを受け、市の「基本構想」においても、県が改正した「基本方針」に即して、「基本構想」の見直しを要することとなりました。

次に「主な見直し点」について説明させていただきます。

一つ目に、農業を担う者の確保及び育成に関する項目についてです。農業を担う者の確保及び育成については「旧基本構想」の第4の4及び5に記載していましたが、「基本方針」の改正にあわせて、内容を見直し、第3の各項目に移動しました。この中では農業を担う者の確保及び育成の考え方や市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について記載しています。

二つ目に、地域計画についての記載をしました。この中では地域計画について協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、協議の参加者や地域計画の区域の基準について記載しています。ここで述べました「地域計画」についてですが、「地域計画」とは、地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い法定化された計画のことで、この計画には10年後の1筆ごとの農地の耕作者を示した地図(目標地図)を含みます。

三つ目に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、地域計画の達成に資するよう利用権の設定等を促進すると規定されました。ただし、農業経営基盤強化促進法の附則5条において経過措置が設けられ、地域計画を策定する日又は2025年3月31日までは、従来通り農用地利用集積計画により農地の利用集積を行うことができるとされています。このことについて、内容を修正しま

した。

四つ目に、一つ目、二つ目で述べました農業を担う者の確保及び育成に関する項目、及び地域計画に関する項目を追加したことにより「旧基本構想」に記載されていた一部項目を削除しました。その他「基本方針」の改正に合わせて、「基本構想」の表記の見直しをさせていただきました。詳細については配布資料「新旧対照表」のとおりです。

以上、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更」について説明をさせていただきました。ご審議の程、よろしくお願いします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。
何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】

令和3年12月の時にもお尋ねしたかと思いますが、新規就農の初期費用について質問させていただきます。例えば水稻（借地）の場合、55haを基本とするとされています。水稻1俵を12,000円とすると55haで（12,000円/俵×10俵×550a）66,000,000円となります。一方で（この規模の水稻を）始めるための初期投資に2億から3億が必要となります。トラクターが1,000万円、コンバインなら2,000万円はする訳です。

それでは、この基本構想が策定されてから、最近3年以内で新規就農された方は見えませんでしたでしょうか。

【農業振興課 埜村課長補佐】

一宮市の新規就農の取組みとして、農業塾を開講しています。これは、一宮市、稲沢市、愛知西農協の3者で共同して開催しており、「担い手育成コース」と「生きがい農業コース」があります。一宮市の新規就農者は主に、この「担い手育成コース」を卒塾された方です。卒塾生の人数は、令和3年が1名、令和4年が2名、令和5年が3名となっています。但し、委員ご質問の、水稻での新規就農はなく、茄子やイチゴなどの野菜等での就農が主となっています。

【熊澤議長】

浅野委員さんの発言は当然なことだと思います。新規就農者がいきなり55haできるか。難しいと思います。資金や労働力や家族の協力がなければなりません。市としても農家の育成をもっと考えていただきたいと思います。

【浅野委員】

ただいま農業塾の卒業生の数を報告していただきました。水稻の新規就農者はなかったということです。水稻の後継者を今後どのようにしていくか、農業委員会で考えていく必要があると思います。後継者問題が重要だと思います。農業委員会は、理想を話し合うところではないと思います。一宮市として後継者の問題をどう考えるか、難しい問題でありますので、別の機会にお聞きしたいと思います。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に係る意見聴取について」は、「意見なし」と回答することといたします。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。本案は、農地を耕作することを目的として、農地の取得や貸し借りをするために、権利の移転や設定をするもので、当農業委員会にて許

可をするものです。保有している農地を含め効率的に耕作すること、農作業に従事する日数が年間150日以上であることなどが許可の要件となります。

なお、令和5年4月より、許可要件の一つである下限面積要件が撤廃されました。これまで、一宮市では2,000㎡以上の農地を耕作していることが必要となっておりましたが、これから営農を開始される方でも申請ができるようになりました。申請内容は、所有権移転4件です。詳細は、2ページをご覧ください。30番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

31番から33番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第3条許可4件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等がございますか。また、担当地区委員さん、何かあればご発言願います。

【浅野委員】

31番の方の年齢はおいくつでしょうか。また、現地はどのような状況でしょうか。

【近藤課長補佐】

31番の受入の方の年齢は、81歳です。

【内藤委員】

31番は81歳の方の案件ですが、現地確認を行いました。申請地は道路を挟んで、南北に2筆あります。現地は草生えでしたが、新たな所有者が今後耕作をされるということであれば、良いと思います。

【浅野委員】

32番は私が現地確認を行いましたので報告します。令和5年4月から農地法第3条許可の下限面積の要件が撤廃されましたので、申請者（受入）がしっかり農業を行えるか調査しました。地主は横浜在住、受入は富田の方です。58歳で、もともと家庭菜園をしていました。現地確認と本人確認・面談を行いました。リタイア前に農地を取得して農業を始めたいとのことでした。問題なしと判断しました。また、今回新しく農業委員さんになられた方が大半ですの

で、どのように調査を行うかなどについて、今後事務局からも詳しく説明するようにしてください。

【熊澤議長】

他に、ご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

【熊澤議長】

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

初めに、農地法第4条と、次の議案の農地法第5条の許可申請について簡単に説明させていただきます。

まず、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、市街化調整区域内の農地において、所有者等がご自身で農地を農地以外のものとして利用するために行う、権利の移動を伴わない農地転用です。次に、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、市街化調整区域の農地において、所有者以外の方が農地を農地以外のものとして利用するために行う、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定といった権利の移動・設定を伴う農地転用です。いずれも当農業委員会にて意見の決定を行ったのち、一宮市長が許可を行います。

以前は、愛知県が農地転用の許可を行っていましたが、平成28年に一宮市は、国より農林水産大臣の指定する市町村に指定されたため、現在は愛知県と同じく農地転用の許可を行っております。また、転用面積が3,000㎡を超える案件につきましては、農業委員会での意見決定のあと、さらに都道府県農業会議ネットワーク機構とも呼ばれますが、愛知県農業会議が行う常設審議委員

会にて意見聴取を行い、その後、一宮市長が許可を行うこととなります。申請の中には、住宅や工場・店舗といった建築物を伴う転用申請がありますが、この場合は、都市計画法による開発許可・建築許可を同時に申請する必要がありますので、申請が出てきたのち、事務局にて建築指導課と許可見込み等の調整を行っております。また、申請地が新川流域にあり、500 m²を超える場合には特定都市河川浸水被害対策法上の許可が必要となりますので、治水課と許可見込み等の調整を行っております。それでは、提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

3番につきましては、自己用住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。農地区分は、申請地の立地等により、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に分類されます。農地区分の詳細につきましては、お手元に配布してございますA3サイズの表をご参照ください。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の５ページをご覧ください。議案第３号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転１４件、所有権移転及び賃借権設定１件、賃借権設定２件、使用貸借権設定５件です。詳細は、６ページから１０ページとなります。６ページの８３番から８ページの９４番につきましては、分家住宅を建築するものです。９５番につきましては、産業廃棄物処理施設を建築するものです。９６番につきましては、既存宅地ための最小限の通路として利用されるものです。以上１４件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。９７番から９ページの１０１番につきましては駐車場、１０２番につきましては資材置場、１０３番につきましては通路として利用されるものです。１０４番につきましては砂利採取のため一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。また、９９番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第５条許可２２件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第３号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の 11 ページをご覧ください。

議案第 4 号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。本案は、税務署が行う相続税の納税猶予について、申請者が適格者かどうか、当農業委員会で決定を願うものです。農地を相続した相続人からの申請となり、その相続人が、これから営農を続けていくことができるか審議していただきます。納税猶予を受けることができる農地は、旧一宮市・旧尾西市においては、市街化調整区域の全農地と市街化区域の生産緑地です。旧木曽川町においては、市街化調整区域及び市街化区域の全農地が対象となります。この納税猶予を受ける農地を特例適用農地といいます。納税猶予を一旦始められますと、条件によっては貸付などをすることもできますが、基本的には、相続人は、亡くなるまでご自身で営農を続けていただくことになります。納税猶予を受けた農地の売買や転用をすると、税務署にて納税猶予をやめる手続きが必要となり、場合によっては全ての農地の納税猶予が外れてしまうこともあります。

今月の申請は、4 件です。詳細は、12 ページをご覧ください。4 番から 7 番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願 4 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 4 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事

務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第５号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。本案は、農業経営基盤強化促進法により農地を借り受けることができる制度です。先にご説明しました議案第１号の農地法第３条の許可でも農地の貸し借りの設定をすることができますが、３条許可では、賃借権での貸し借りについて、期限が到来しても貸し手借り手の双方で解約の手続きをしない限り、自動で更新されてしまいます。一方、この利用集積計画で賃借権を設定する方式は、市の計画として５年間、１０年間といった期限を決めて権利が設定されるため、期限が到来すれば、自動的に貸し借りが終了するという、どちらかというと土地所有者にとって利用しやすい制度となっております。また、平成２６年にはじまりました国の農地バンクの制度である愛知県農地中間管理機構が農地を貸し出す際にも、この制度によって権利を設定しております。詳細は、１５ページをご覧ください。

１番、２番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で使用賃借権の設定を行うものです。３番、４番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第５号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請許可報告について」
 - ・報告第4号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
 - ・報告第5号「現況証明報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、報告事項をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。本案は、市街化区域の農地を土地所有者等が、ご自身で農地以外のものとして利用する目的で、当農業委員会に農地転用の届出を行うものです。今月の報告は、2ページから3ページの8件です。つづきましては、4ページをご覧ください。

報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。本案は、市街化区域の農地を土地所有者以外の方が、農地以外のものとして利用する目的で、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定をするために、当農業委員会に農地転用の届出を行うものです。今月の報告は、5ページから9ページの所有権移転17件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件です。つづきまして、10ページをご覧ください。

報告第3号は、農地法第3条の規定による許可申請許可報告です。本案は、当農業委員会が発行する買受適格証明を受けて農地の競売や公売に参加された方が落札者となった後、3条許可の本申請を行ったものです。今月の報告は、11ページの1件です。1番につきましては、営農を開始するために名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加され、落札されましたので、所有権移転のため、農地法第3条許可申請を改めて提出していただいたものです。令和5年6月の農業委員会総会にて、買受適格証明願いの審議がされており、その際に3条許可の申請内容についても既に審議されております。その申請内容と今回の申請内容が同一であったため、農業委員会の会長専決にて許可されたものの報告となります。つづきまして、12ページをご覧ください。

報告第4号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。認定電気通信事業者とは、総務省から認定を受けた電気通

信回線設備を設置する事業者で、主に大手の携帯電話会社が認定を受けています。本案は、携帯電話のアンテナ等の中継施設を設置する計画の報告です。農地法の許可、届出は不要となりますが、設置工事を行う際には、一宮市または農業委員会に事業計画書を提出することとなっております。今月の報告は、13ページの1件です。つづきまして、14ページをご覧ください。

報告第5号は、現況証明報告です。本案は、登記簿上の地目が農地となっている土地に、既に住宅、倉庫などが建っている場合に、当農業委員会において現況が農地ではないことを証明するものです。宅地としての利用期間が20年以上であり、現在も継続して利用していることが家屋の登記簿謄本や固定資産税の証明書などの公的機関の発行する証明書で確認できる場合に、当農業委員会で証明します。申請は土地の所有者からとなり、この証明をもって法務局で地目変更の手続きを行うことができます。今月の報告は、15ページの5件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものとしたし/+ます。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後3時05分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 岩田 良彦

署名者 奥 智子